



広島地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

広島労働局一般公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき、広島地方最低賃金審議会委員（労働者を代表する補欠委員及び使用者を代表する補欠委員各1名）を任命したいので、関係労働組合又は関係使用者団体は、下記「広島地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年4月8日

広島労働局長 小沼 宏治

記

広島地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条に規定する労働組合であって、広島労働局の管轄区域内に組織を有する者であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体であって、広島労働局の管轄区域内に組織を有する者であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しない者であること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により内諾書を添えてそれぞれ提出すること。

(2) 推薦締切日

令和7年4月28日

(3) 推薦書の提出先

広島労働局労働基準部賃金室（広島市中区上八丁堀6番30号）

別紙様式

令和 年 月 日

内 諾 書

広島労働局長 殿

広島労働局長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

令和 年 月 日

住 所

氏 名

広島地方最低賃金審議会の〔労働者代表／使用者代〕委員の候補者

として下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

私は、広島地方最低賃金審議会委員に任命されたときには、
就任することを内諾します。

記

ふりがな 氏 名	年齢	現職（現在の職業、所属団体、 地位をすべて記入すること。）	略 歴
（生年月日）			